

新（平成27年3月9日農林水産省告示第514号）	旧															
<p><u>杵組壁工法構造用製材及び杵組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法</u></p> <p><u>1 この検査方法は、杵組壁工法構造用製材及び杵組壁工法構造用たて継ぎ材の検査について適用する。</u></p> <p><u>2 検査を分けて理化学検査（煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験、曲げ試験、保存処理試験又は引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>3 （略）</u></p> <p><u>4 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5から8までに定めるところによる。</u></p> <p><u>5 第1種検査方法</u> (1) 抽出の割合等 ア <u>杵組壁工法構造用製材（MSR杵組材を除く。以下同じ）</u> (イ) <u>理化学検査</u> <u>品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、杵組壁工法構造用製材及び杵組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年7月8日農林省告示第600号）以下「規格」という。）別記の1の(1)のア及びイによる。</u> (イ) <u>外面検査</u> <u>(イ)の検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料を抽出する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査荷口の大きさ</th> <th>試料の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>500本以下</td> <td>50本</td> </tr> <tr> <td>501本以上</td> <td>1, 200本以下</td> <td>80本</td> </tr> <tr> <td>1, 201本以上</td> <td>3, 200本以下</td> <td>125本</td> </tr> <tr> <td>3, 201本以上</td> <td></td> <td>200本</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ <u>MSR杵組材</u> (イ) <u>理化学検査</u> <u>製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の(1)のア及びウによる。</u> (イ) <u>外面検査</u> <u>(イ)の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、</u></p>	検査荷口の大きさ		試料の数		500本以下	50本	501本以上	1, 200本以下	80本	1, 201本以上	3, 200本以下	125本	3, 201本以上		200本	<p>杵組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法</p> <p>[新設]</p> <p>1 検査を分けて理化学検査（煮沸繰返し試験、減圧加圧試験、含水率試験又は曲げ試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4から7までに定めるところによる。</p> <p>4 第1種検査方法 (1) 抽出の割合等 [新設]</p> <p>[新設]</p>
検査荷口の大きさ		試料の数														
	500本以下	50本														
501本以上	1, 200本以下	80本														
1, 201本以上	3, 200本以下	125本														
3, 201本以上		200本														

それぞれ右欄に掲げる数の試料MSR枠組材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料の数
	3,000本以下	80本
3,001本以上	6,000本以下	125本
6,001本以上	10,000本以下	200本
10,001本以上	20,000本以下	250本

(注) 検査荷口の大きさが20,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (MSRたて継ぎ材を除く。以下同じ)

(ア) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の(2)のアによる。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料の数
	3,000本以下	80本
3,001本以上	6,000本以下	125本
6,001本以上	10,000本以下	200本
10,001本以上	20,000本以下	250本

(注) 検査荷口の大きさが20,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする

エ MSRたて継ぎ材

(ア) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、規格別記の1の(2)のア及びイによる。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料MSRたて継ぎ材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料の数
	3,000本以下	80本
3,001本以上	6,000本以下	125本
6,001本以上	10,000本以下	200本

[新設]

ア 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成3年5月27日農林水産省告示第701号)別記の1による。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材の数
	3,000枚(本)以下	80枚(本)
3,001枚(本)以上	6,000枚(本)以下	125枚(本)
6,001枚(本)以上	10,000枚(本)以下	200枚(本)
10,001枚(本)以上	20,000枚(本)以下	250枚(本)

(注) 検査荷口の大きさが20,000枚(本)を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000枚(本)以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

[新設]

<u>10,001本以上</u>	<u>20,000本以下</u>	<u>250本</u>
(注) 検査荷口の大きさが20,000本を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。		

(2) 検査に係る格付の基準

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

(1) 外面検査

(1)のアの(1)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に格付する。

試料の数	合格とする数
<u>50本</u>	<u>43本</u>
<u>80本</u>	<u>70本</u>
<u>125本</u>	<u>111本</u>
<u>200本</u>	<u>179本</u>

イ MSR枠組材

(7) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

(1) 外面検査

(1)のイの(1)の規定により抽出した各試料MSR枠組材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MSR枠組材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMSR枠組材をその等級に格付する。

試料の数	合格とする数
<u>80本</u>	<u>71本</u>
<u>125本</u>	<u>112本</u>
<u>200本</u>	<u>181本</u>
<u>250本</u>	<u>227本</u>

(2) 検査に係る格付の基準

[新設]

[新設]

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

[新設]

ア 理化学検査

枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記

(イ) 外面検査

(1)のウの(イ)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

試料の数	合格とする数
80本	71本
125本	112本
200本	181本
250本	227本

エ MS Rたて継ぎ材

(ア) 理化学検査

規格別記の3により試験を行い、その結果、規格別記の2により合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のエの(イ)の規定により抽出した各試料MS Rたて継ぎ材について規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MS Rたて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMS Rたて継ぎ材をその等級に格付する。

試料の数	合格とする数
80本	71本
125本	112本
200本	181本
250本	227本

6 第2種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のものが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

7 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 枠組壁工法構造用製材

(ア) 理化学検査

5の(1)のアの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「品目、樹種及び製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなったもので

の2により合格又は不合格を判定する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材の数	合格とする数
80枚(本)	71枚(本)
125枚(本)	112枚(本)
200枚(本)	181枚(本)
250枚(本)	227枚(本)

[新設]

5 第2種検査方法への移行

4に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。

6 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

[新設]

品目、樹種及び製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に80本の試料を抽出する。

イ MSR 枠組材

(7) 理化学検査

5の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなったMSR 枠組材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に、125本の試料MSR 枠組材を抽出する。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

5の(1)のウの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に、125本の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

エ MSR たて継ぎ材

(7) 理化学検査

5の(1)のエの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなったMSR たて継ぎ材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に、125本の試料MSR たて継ぎ材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 枠組壁工法構造用製材

(7) 理化学検査

5の(2)のアの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)により抽出した各試料枠組壁工法構造用製材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が69本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用製材をその等級に格付する。

イ MSR 枠組材

(7) 理化学検査

[新設]

[新設]

ア 理化学検査

4の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同ア中「製造条件」とあるのは「5の規定により検査が6に定めるところによることとなった枠組壁工法構造用たて継ぎ材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に、125枚(本)の試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材を抽出する。

[新設]

(2) 検査に係る格付の基準

[新設]

[新設]

5の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料MSR枠組材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111本以上であるときは、当該検査荷口のMSR枠組材をその等級に格付する。

ウ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材

(7) 理化学検査

5の(2)のウの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のウの(4)の規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111本以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

エ MSRたて継ぎ材

(7) 理化学検査

5の(2)のエの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のエの(4)の規定により抽出した各試料MSRたて継ぎ材について規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111本以上であるときは、当該検査荷口のMSRたて継ぎ材をその等級に格付する。

8 第1種検査方法への移行

7に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のものがその格付しようとする等級に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

[新設]

ア 理化学検査

4の(2)のアの規定を準用する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した各試料枠組壁工法構造用たて継ぎ材について枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111枚(本)以上であるときは、当該検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材をその等級に格付する。

[新設]

7 第1種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の枠組壁工法構造用たて継ぎ材がその格付しようとする等級に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4に定めるところによるものとする。